

- 都市計画証明書
 - 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書
 - 首都圏整備法に基づく既成市街地内または外の証明書
- の事務手続きについて**

都市計画証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図	1
手数料	300円※	—

納税猶予の特例適用の農地等該当証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 証明願	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図 ・ 土地課税台帳登録事項証明書又は土地・家屋総合名寄帳事項証明書 （証明しようとする日と同一年度内に発行されたもの） * 原本をお持ちください（確認の上、返却します） ・ 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本） * 生産緑地地区内の土地で、都市計画決定以降に分合筆等により地名 地番の変更がある場合に必要です。 * 原本をお持ちください（確認の上、返却します）	1
手数料	300円※	—

首都圏整備法に基づく既成市街地内または外の証明書

必要なもの		部数
提出書類	・ 申請書	2
	・ 位置図【地形図、都市計画図（縮尺 1/2, 500 以上）又は住宅地図】 ・ 公図	1
手数料	300円※	—

証明書の交付は、原則翌日以降となります。

※受付時にお渡しする支払用 QR コードを使用して、25 階の手数料支払機にてお支払いいただきます。

問合せ先：建築局 都市計画課 指導係 電話 045-671-3510
 証明の様式、記載例はホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/sidou/index.html>